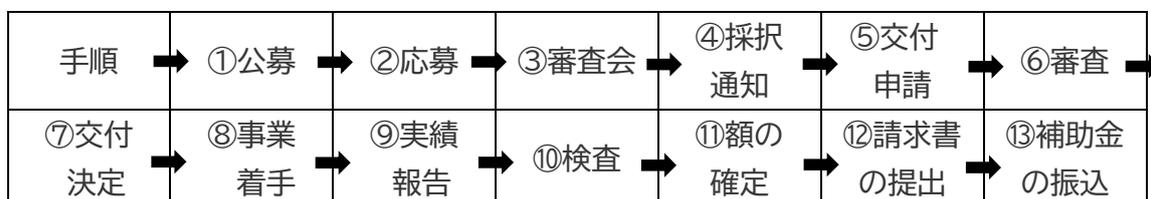


飯南町若者と女性の活躍応援補助金の流れ



① 公募

補助金の趣旨や目的、対象者、対象経費等、応募するために必要な募集要項をホームページ等で周知します。

② 応募

補助金の活用を希望する方は必ず事前に確認し、要項で示された様式に沿って定められた期日までに資料を作成し、町へ提出します。

③ 審査会

審査会設置要綱に基づく審査会を開催し、応募する団体は審査員に対してプレゼンテーションを行います。

④ 採択通知

審査会の結果、審査基準を満たした団体を予算の範囲内で採択します。採択された団体は、町長が定める期日までに交付申請書を作成し提出します。

⑤ 交付申請

補助金の活用を希望する方は必ず事前に確認し、要項で示された様式に沿って定められた期日までに資料を作成し、町へ提出します。交付要綱に定められた様式に、事業経費の参考になる書類も添付した上で、交付申請を行う必要があります。

⑥ 審査

募集要領に示された様式に基づき提出された申請書の内容を審査会において確認し、採択する案件の審査を行います。

⑦ 交付決定

交付申請内容に基づき、町が審査し不備がなければ交付決定を行います。
この交付決定後、事業に着手することが出来ます。なお、交付決定日前に着手した事業は補助対象外となってしまうため注意が必要です。

⑧ 事業着手

交付決定日以降に、事業計画に記載された事業に着手できます。なお、この補助金における“事業の着手”とは、具体的には事業における発注行為や購入等を指します。

領収書などの証拠書類が欠けている経費や補助対象期間の前や後に発生した経費などは、原則として補助の対象外です。

交付申請時の計画書通りに事業を実施するとともに、領収書等の証拠書類は必ず保管しておく必要があります。計画書の内容から変更を行いたい場合は、必ず事前に相談ください。

⑨ 実績報告

事業終了後、団体は速やかに実績報告書を作成し、必要な書類を添えて町に提出します。

⑩ 検査

町は実績報告に添付された、各費目における契約や支出に関する一連の書類を確認し、書類に不備がないか、補助事業以外のために利用されていないか等をチェックします。

⑪ 額の確定

検査の結果不備がなければ、実績報告に基づき補助金額を確定し、団体へ額の確定通知を行います。

⑫ 請求書の提出

確定した額に基づき、団体は請求書を提出します。

⑬ 補助金の振込

提出された請求書に基づき、補助金を団体へ振り込みます。